

平成 3 1 年

四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会

(第 1 回) 議事録

四條畷市交野市清掃施設組合

平成 31 年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会

(第 1 回) 議事録

1. 平成 31 年 3 月 26 日 四條畷市交野市清掃施設組合 管理棟 2 階大会議室において開催する。

1. 出席議員次のとおり

1 番議員 藤田 茉里	2 番議員 黒瀬 雄大
3 番議員 久保田 哲	4 番議員 三浦 美代子
5 番議員 新 雅人	6 番議員 中上 さち子
7 番議員 吉田 裕彦	8 番議員 森本 勉
9 番議員 島 弘一	10 番議員 長畑 浩則
11 番議員 曾田 平治	12 番議員 小原 達朗

1. 理事者側出席者次のとおり

管理者 東 修平
副管理者 黒田 実
副管理者 林 有理
四條畷市市民生活部長 山本 良弘
交野市環境部長 濱中 嘉之

1. 事務局側出席者次のとおり

事務局長 二神 和則
事務局参事 竹村 修
事務局次長兼会計課長 奥田 浩樹
事務局副参事 梅垣 信一
総務課長 太田 広治
管理課長 後藤 弘宣
施設課長 上村 悟司
総務課長代理 木邨 信吉

1. 議事日程次のとおり

日程第 1	会議録署名議員指名
日程第 2	会期決定について
日程第 3 議案第 1 号	四條畷市交野市清掃施設組合ごみ処理施設の管理及び運営のあり方に係る審議会条例の制定について
日程第 4 議案第 2 号	職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 5 議案第 3 号	平成 30 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算 (第 2 号) について
日程第 6 議案第 4 号	平成 31 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算について

(時に14時00分)

1. 議長(久保田哲君) 皆さん、こんにちは。本日は、四條畷市交野市清掃施設組合議会第1回定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、年度末何かとご多忙のところご参集賜りまして、誠にありがとうございます。ただ今から平成31年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第1回を開会いたします。

開会にあたりまして、管理者よりごあいさつを受けたいと思います。管理者。

1. 管理者(東修平君) 議員の皆さま、こんにちは。開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。本日、四條畷市交野市清掃施設組合議会第1回定例会をご招集申し上げましたところ、議員の皆さまにおかれましては、年度末の何かとお忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本日の第1回定例会に提案させていただきます案件は、条例の制定として四條畷市交野市清掃施設組合ごみ処理施設の管理及び運営のあり方に係る審議会条例の制定について、条例の改正として職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定について、予算の案件として、補正予算、当初予算の4議案をお願い申し上げます。

何卒よろしくご審議のうえ、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

誠に簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

1. 議長(久保田哲君) ありがとうございます。それでは、次に事務局より諸般の報告をいただきます。事務局長。

1. 事務局長(二神和則君) それではご報告申し上げます。

本日の議会におけます議員の出席状況につきまして、ご報告させていただきます。本日は、全員のご出席をいただいております。

次に、前定例会閉会后、本日までの諸般につきましてご報告申し上げます。

去る12月26日には11月分を、1月30日には12月分を、2月27日には1月分の現金出納検査がそれぞれ行われ、その結果報告書が議長あてに提出されておりますので、お手元に配布させていただいております。

なお、検査に付しました関係書類等は事務局で保管してございますので、併せてご報告させていただきます。以上、報告を終わらせていただきます。

1. 議長(久保田哲君) 議事日程につきましては、本日、机上に配布しておりますとおりといたします。

1. 議長(久保田哲君) 日程第1、会議録署名議員指名を議題といたします。本日の会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により議長において指名申し上げます。8番森本議員、9番島議員を指名いたします。

1. 議長(久保田哲君) 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。平成31年3月26日開会の四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第1回における会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

1. 議長(久保田哲君) ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定いたしました。

1. 議長(久保田哲君) 日程第3、議案第1号四條畷市交野市清掃施設組合ごみ処理施設の管理及

び運営のあり方に係る審議会条例の制定についてを議題といたします。事務局をして朗読いただきます。事務局。

1. 事務局（奥田浩樹君）（議案書にて朗読）

1. 議長（久保田哲君）朗読が終わりましたので、理事者より議案第1号についての提案理由の説明をいただきます。管理者。

1. 管理者（東 修平君）ただいま議題となりました、議案第1号四條畷市交野市清掃施設組合ごみ処理施設の管理及び運営のあり方に係る審議会条例の制定についての提案理由を申し上げます。

ごみ処理施設の管理及び運営のあり方について、調査、審議する附属機関の審議会を設置するため、地方自治法第292条の規定において準用する同法第38条の4第3項の規程に基づき、四條畷市交野市清掃施設組合ごみ処理施設の管理及び運営のあり方に係る審議会条例を定めたく、本案を提案した次第でございます。

よろしくご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

1. 議長（久保田哲君）引き続きまして、議案第1号についての内容説明をいただきます。事務局長。

1. 事務局長（二神和則君）ただいま議題となりました、議案第1号四條畷市交野市清掃施設組合ごみ処理施設の管理及び運営のあり方に係る審議会条例の制定につきまして、ご説明を申し上げます。

新たなごみ処理施設の本格稼働後、1年余りが経ちました。組合におきましては施設の効率的かつ適正な施設運営を検討するにあたり、平成30年度に施設の運営のあり方について、組合が所管する事務事業の現状や大阪府内などの施設の状況や先進事例などの調査、研究を行ってまいりました。

平成31年度は施設の運営のあり方について調査、研究の段階から更に前進させるために四條畷市、交野市、組合の三者において設置した検討会にて検討を進めてまいります。また、三者で検討した内容の妥当性についても第三者機関で審議していただき、中長期を見据えたごみ処理施設の管理、運営のあり方の方針を出してまいりたいと考えてございます。

つきましては、調査審議する附属機関の審議会を地方自治法に基づき定めようとするため、条例を制定しようとするものでございます。

それでは内容につきまして、ご説明をさせていただきますので、次ページの提案書（案）をご覧くださいと存じます。

まず、第1条は設置、第2条は審議会の所掌事務、第3条は審議会の組織、第4条は審議会委員の任期、第5条は審議会の会長及び副会長、第6条は審議会の招集など、第7条は報酬、第8条は費用弁償、第9条は審議会の庶務、第10条では補則をそれぞれ規定しております。

附則におきまして、条例の施行日を定めております。

よろしく審議を賜り、ご可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

1. 議長（久保田哲君）提案理由及び内容説明はお聞きの次第です。これより質疑に入ります。質疑の順番は、通告のあった順に基づいて行ってまいります。ただいまから順次質疑を許可いたします。2番黒瀬議員。

1. 2番議員（黒瀬雄大君）それでは四條畷市交野市清掃施設組合ごみ処理施設の管理及び運営のあり方に係る審議会条例につきまして、質問いたします。

まず、本組合の第3条にこの組合はごみ焼却場の設置、管理及び運営に関する事務を共同処理す

る、とあります。つまり、この審議会において審議する内容は、条例上はごみ処理施設の管理及び運営のあり方とあり、まったく一致するわけです。その、例えば交野市とか四條畷市に市政のあり方に関する審議会とかは特にはないと思います。じゃあこの条文上、ごみ処理施設の管理及び運営のあり方とは、具体的にどのような事、事項について諮問を想定されるのか、伺います。

また、ごみ処理施設の管理及び運営のあり方検討支援業務委託料というのが予算上出てきますけれども、それとの違いについても併せて伺います。

1. 議長（久保田哲君） 二神局長。

1. 事務局長（二神和則君） まず、審議会への諮問想定について、ご回答させていただきます。

ごみ処理施設の管理及び運営のあり方に係る審議会への諮問の想定についてでございますが、構成両市と組合の三者でごみ処理施設の管理及び運営のあり方について検討を進めることとしており、委託手法、費用対効果、人員配置も含めた新たな管理、運営体制など、今後のあり方を複数案、検討してまいります。

三者で検討した複数案の妥当性を、客観的な観点から審議していただくよう諮問することを想定してございます。

次に、支援業務委託料について回答させていただきます。ごみ処理施設の管理及び運営のあり方検討支援業務との違いについてでございますが、ごみ処理施設の管理及び運営のあり方検討支援業務につきましては、構成両市及び組合の三者で検討するための資料作成、情報収集、調査及び審議会の資料作成や議事録作成の事務などの支援をしていただくものでございます。

1. 議長（久保田哲君） 黒瀬議員。

1. 2番議員（黒瀬雄大君） ありがとうございます。ではですね、先ほどの議案説明の中で、もうすでに両市及び組合の三者で検討をするといった委員会が、もうすでに持たれているということでした。

で、四條畷市交野市の清掃施設組合でございますけれども、法人格を持つ特別地方公共団体でございます。で、ごみ処理施設の管理及び運営のあり方は、この組合が独立して決定する権限を持っております。また、先ほど第三者の客観的な観点から審議していただくというふうに仰っておられましたけれども、当組合の意思決定機関は議会でございます。公選職である我々が審議して決める事でございます。

四條畷市も交野市も、繰り返しになりますけれども、市の管理及び運営のあり方に係る審議会なんか持っていないと思います。審議会の構成メンバーも専門家ではございません。専門家の意見をお聞きしたいのであれば、コンサルで十分です。また、ごみ処理施設は全国各地にたくさんございます。管理及び運営のあり方など確立しております。特に目新しさは求められません。審議会で審議して何か良いことがあるとは思えません。この審議会の目的、この審議会がなければどうということになるのか、管理者と副管理者で方針を決めていくという事になるとは思いますけれども、この審議会がある事で何がどのように良くなるのか、その目的を教えてください。

1. 議長（久保田哲君） 二神局長。

1. 事務局長（二神和則君） まず、検討を進める経緯について、ご回答させていただきます。

ごみ処理施設の管理及び運営のあり方について、構成両市と組合の三者で検討を進めることになった経緯についてでございますが、議案のご説明でも申し上げましたように、平成30年に組合が施設の運営のあり方について調査、研究を行っており、平成31年1月から運営のあり方の進め方につ

いて、構成両市と組合で協議を行い、両市の副市長、部長、組合の事務局長などで構成する政策調整委員会において、今後のごみ処理施設の管理及び運営のあり方について検討を進めるとの確認をしてございます。

次に、審議会目的についてご回答させていただきます。

議員のお示しのとおり、ごみ処理施設の管理及び運営については、全国各地において進められている事ではありますが、単独自治体や複数自治体による組合での運営など、それぞれ自治体の独自性があり、また、人口や財政規模をはじめ、自治体によって様々な背景や課題が異なっていることから、一律に考えることはできないものであると考えてございます。

審議会につきましては、第三者である学識経験者や財務、法律などの知見を有する方々の様々な観点から客観的に審議をしていくために設置するものであると考えております。

これらの手続きを踏まえ、適宜、組合議会への報告をさせていただきながら、最終的には構成両市の市長であり、組合の正副管理者が判断するものと認識してございます。

1. 議長（久保田哲君） これにて黒瀬議員の議案質疑を終結いたします。

1. 議長（久保田哲君） 6番中上議員。

1. 6番議員（中上さち子君） それでは私の方からも同議案について質疑をさせていただきます。質問が重複すると思いますが、よろしくご答弁をお願いいたします。

1つはごみ処理施設の管理及び運営のあり方に係る審議会の設置目的並びに、今回の設置提案に至るまでの経緯についてお聞かせください。

また、本審議会の諮問内容についてもお聞かせいただきたいと思います。

そして、審議会委員には市民公募が含まれておりませんが、その理由をお聞かせください。

1. 議長（久保田哲君） 二神局長。

1. 事務局長（二神和則君） まず、審議会の目的、提案経緯についてお答えさせていただきます。

審議会につきましては、第三者である学識経験者や財務、法律などの知見を有する方々の様々な観点から客観的に審議をしていくために設置するものであると考えてございます。

次に、経緯につきましては、平成30年度、組合が施設の運営のあり方について調査、研究を行っており、今後、運営のあり方の進め方について、平成31年1月から構成両市と組合で協議を行い、構成両市の副市長、部長、組合の事務局長などで構成する政策調整委員会において、今後のごみ処理施設の管理及び運営のあり方について検討を進めることや学識経験者などの専門的な知見を有する方々の様々な観点から客観的に審議していただく事を定め、審議会を設置するなどを確認してございます。

次に、諮問内容についてお答えさせていただきます。

まず、構成両市と組合の三者でごみ処理施設の管理及び運営のあり方について検討を進めることとしており、委託手法、費用対効果、人員配置も含めた新たな管理運営体制などの、今後のあり方を複数案、検討してまいります。

三者で検討した複数案の妥当性を、客観的な観点から審議していただくように諮問することを想定してございます。

次に、市民公募についてお答えさせていただきます。

審議会条例に規定しておりますように、自治体等の行政に関して学識経験を有する者、弁護士、会

計士又は税理士などの専門的な知見から検討していただきますので、市民公募にはなじまないものと考えてございます。

市民の皆様につきましては、パブリックコメントなどの機会を検討してまいりたいと考えてございます。

1. 議長（久保田哲君） 中上議員。

1. 6番議員（中上さち子君） それでは3点に渡って、質問再度お願いします。答弁では審議会を設置する目的や意図が明確にされておられません。改めて今、ごみ処理施設の管理及び運営のあり方についての審議会を設ける必要があるのかを、お聞きをいたします。

また、本組合が30年度に行った施設の運営あり方、進め方についての調査、研究とはどのようなものであったのか、お聞きをいたします。

そして諮問内容についてですが、答弁では審議会に対し両市、組合の三者で検討した委託手法、費用対効果、人員配置を含めた新たな管理、運営体制などに関する複数案を諮問するとの事でありましたが、ごみの抑制や分別、収集、リサイクル、処分等のごみ行政は、自治体や施設組合が責任をもって行うべきものであり、新たに審議会に諮問する必要があるとは考えられません。ではお聞きしますが、組合議会に対しましては、いつこの施設の管理及び運営のあり方の考え方が示されるのでしょうか。また、審議会の答申が出されてからの報告となるのでしょうか。

3点目は市民公募についてはなじまないという答弁がございましたが、施設の管理や運営のあり方が変われば、ごみの収集や処理方法、更には利用者負担に影響しかねないなど、市民生活に本当に大いに関係をいたします。また、パブリックコメントでは答申内容がほとんど変更されない、採用されないという事が実態ではないかと考えます。ごみ行政には市民の協力は不可欠であることから、両市から市民委員を公募すべきと考えますが、いかがでしょうか。

1. 議長（久保田哲君） 二神局長。

1. 事務局長（二神和則君） まず、調査、研究の内容について回答させていただきます。

先ほどもご答弁申し上げましたように、審議会の設置目的につきましては、諮問内容を第三者である学識経験者や財務、法律などの知見を有する方々の様々な観点から客観的に審議いただくために設置するものであります。

組合が30年度に行った施設の運営のあり方についての調査、研究の内容は、施設組合の現状把握、人件費の比較、他の施設へのアンケート調査、先進事例研究といった内容でございます。

次に、審議会で決まった内容の報告について回答させていただきます。

構成両市と組合の三者でごみ処理施設の管理及び運営のあり方について複数案を検討します。その後、複数案の妥当性を審議会において客観的な観点から審議していただくよう諮問することを想定してございます。

これらの手続きを踏まえ、適宜、組合議会への報告をさせていただきたいと考えてございます。

3点目の審議会につきましては、専門的な見地から検討をしていただきますので、市民公募にはなじまないと考えてございます。

1. 議長（久保田哲君） これにて中上議員の議案質疑を終結いたします。他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（久保田哲君） これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はございませんか。黒瀬議員。

1. 2番議員（黒瀬雄大君） 本議案について反対の立場で討論いたします。この審議会は必要ございません。四條畷市交野市清掃施設組合第3条に、この組合はごみ焼却場の設置、管理及び運営に関する事務を共同処理するとあり、管理及び運営をこの組合の目的そのものです。そのために執行機関があり、議会があるわけです。審議会に頼む審議の内容が管理及び運営のあり方ではお話になりません。何を審議してもらうのか、限定的かつ具体的に示すことが必要です。わざわざ執行機関に中二階を設ける必要はございませんので、反対します。

1. 議長（久保田哲君） 他にございませんか。中上議員。

1. 6番議員（中上さち子君） 議案第1号四條畷市交野市清掃施設組合ごみ処理施設の管理及び運営のあり方に係る審議会条例の制定について、日本共産党の反対討論を行います。

ごみ行政は廃棄物の排出の抑制、適正な分別、収集、運搬、リサイクル、処分等の業務を通じて、市民の環境衛生を確保すべきであり、極めて公共性が高いものです。施設の管理及び運営のあり方についてはまず両市それぞれの市民また議会等で十分議論されるべき問題だと考えます。仮に費用対効果の優先で利潤追求が目的である民間業者に委託することになれば、専門的な技術、管理運営のノウハウを持たなくなった自治体や、施設組合の技術的な思慮はなくなることが懸念されます。結局、利潤や効率性が最優先され、住環境や安全が脅かされる恐れがあります。また、市民の負担増につながらないという保証はありません。すでに民間委託となった施設では、このような問題が起こっています。今、新たに審議会に審査する必要はないと感じます。

そして審議会委員についても、もちろん専門家からの観点は重要ですが、市民生活に関わるごみ行政であることから、市民からの委員を公募すべきことを求めて、反対討論いたします。

1. 議長（久保田哲君） 他ございますか。これをもって討論を終結いたします。

1. 議長（久保田哲君） お諮りいたします。議案第1号四條畷市交野市清掃施設組合ごみ処理施設の管理及び運営のあり方に係る審議会条例の制定については、原案のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

1. 議長（久保田哲君） 起立多数であります。よって議案第1号四條畷市交野市清掃施設組合ごみ処理施設の管理及び運営のあり方に係る審議会条例の制定については、可決されました。

1. 議長（久保田哲君） 日程第4 議案第2号職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。事務局をして朗読いたさせます。事務局。

1. 事務局（奥田浩樹君） （議案書にて朗読）

1. 議長（久保田哲君） 朗読が終わりましたので、理事者より議案第2号についての提案理由の説明をいたさせます。管理者。

1. 管理者（東 修平君） ただいま議題となりました、議案第2号職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

国家公務員について超過勤務命令を行うことができる時間の上限が定められることから、これに準じた措置を講じるため、所要の改正を行う他、規定の整備を行いたく本案を提案した次第でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

1. 議長（久保田哲君） 引き続きまして、議案第2号についての内容説明をいたさせます。事務局

長。

1. 事務局長（二神和則君） ただいま議題となりました、議案第2号職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

本条例の改正内容は国家公務員について超過勤務命令を行うことができる時間の上限を定められることから、これに準じた措置を講じるため、所要の改正を行うもののほか、規定の整備を行うものでございます。

恐れ入りますが、参考資料新旧対照表にてご説明申し上げますので、新旧対照表の2ページ、3ページをお開きいただきますよう、よろしくお願いいたします。

第2条第3項中「前項」を「第1項」に、同条第5項中「前2項」を「前各項」に、それぞれ規定の整備を行うものでございます。

次に、第7条の次に1項を加え第2項とし、「前項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は規則で定める。」を規定するものでございます。

次に、附則についてご説明させていただきますので、議案書にお戻りください。附則では、この条例の施行日を平成31年4月1日とするものでございます。

以上、誠に簡単でございますが、議案第2号職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。

よろしく審議を賜り、ご可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

1. 議長（久保田哲君） 提案理由及び内容説明はお聞きの次第です。これより質疑に入ります。質疑者の順番は通告のあった順に基づいて行ってまいります。ただ今から順次、質疑を許可いたします。6番中上議員。
1. 6番議員（中上さち子君） 2点について、1つは改正条例の第7条以降では、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し、規則で定めるということで書いてありますが、この規則で定める内容についてお聞きをいたします。

もう1つは本施設組合職員の時間外勤務の実態についてですが、平成29年度実績で、時間外の勤務が多い職場と、その最高の超勤時間数を教えてください。

1. 議長（久保田哲君） 二神局長。
1. 事務局長（二神和則君） まず、規則で定める内容について、お答えさせていただきます。

この度、職員の勤務時間に関する条例の一部改正にあわせて、職員勤務時間に関する規則についても改正を行う予定でございます。その内容でございますが、国家公務員に準じた措置を講じるもので、職員の超過勤務を命じる時間の上限につきましては原則として、1ヶ月45時間、1年で360時間などを、他律的な業務においては1ヶ月100時間未満、1年では720時間などを、また、大規模災害への対応など、特例業務につきましては規定する予定はございません。まことにすいません。特例業務については規定する予定でございます。まことにすいません。

次に時間外勤務の実態について、お答えさせていただきます。

本組合職員の平成29年度時間外勤務の実績でございますが、超過勤務が多かった部署は総務課で、1年で最も多く超過勤務を行った月の時間数は42時間となっております。

1. 議長（久保田哲君） 6番中上議員。
1. 6番議員（中上さち子君） それでは、今回の上限時間の規制化については一定評価できます。本組

合においては先ほどご答弁いただきましたように、平成 29 年度の時間外勤務では上限の 1 月 45 時間に迫る 42 時間の時間外勤務の実態があるということです。では、この部署の年間の時間外勤務の時間数はどうなっているのかと、また、この上限規制の厳格な運用と、規制するための勤務時間管理の義務化についてどうお考えでしょうか。お聞きいたします。

1. 議長（久保田哲君） 二神局長。

1. 事務局長（二神和則君） まず、勤務時間勤務の管理について回答させていただきます。

当該部署である総務課での年間時間外勤務でございますが、平成 29 年度一人あたり平均の超過勤務時間は月 14 時間となっており、恒常的には上限時間の 3 分の 1 程度の実態となっております。

上限時間にかかる勤務時間の管理についてでございますが、管理職の職員による個々の職員に対する確認を退勤前に行い、不急な業務であれば翌日の勤務時間内に業務を行うよう指示するとともに、やむを得ず残業する場合でも必要最小限の時間としていく措置などを講じていくことで、職員全体の時間外勤務の縮減を図って参ります。

1. 議長（久保田哲君） これにて中上議員の議案質疑を終結いたします。他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（久保田哲君） これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はございませんか。6 番中上議員。

1. 6 番議員（中上さち子君） 議案第 2 号職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日本共産党の反対討論を行います。

安倍政権は働き方改革の名で、健康障害のリスクが高まる過労死ラインである 1 ヶ月の残業時間 80 時間を超えて、1 ヶ月 100 時間未満の残業を合法化しました。今回の条例改定案は、それに応じて規則に時間外勤務を命じる時間及び月数の上限として、他律的な業務の比重が高い部署については任命権者が規制するものに勤務する職員に対しては 1 ヶ月における時間外勤務を 100 時間未満を盛り込むものです。日本共産党は他律的な業務の場合であっても、過労死ラインを超える時間外勤務を可能とする改訂に反対します。

1. 議長（久保田哲君） 他に討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（久保田哲君） これをもって討論を終結いたします。

1. 議長（久保田哲君） お諮りいたします。議案第 2 号職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

1. 議長（久保田哲君） 起立多数であります。よって議案第 2 号職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定については可決されました。

1. 議長（久保田哲君） 日程第 5 議案第 3 号平成 30 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。事務局をして朗読いたさせます。事務局。

1. 事務局（奥田浩樹君） （議案書にて朗読）

1. 議長（久保田哲君） 朗読が終わりましたので、理事者より議案第 3 号についての内容説明をいたさせます。事務局長。

1. 事務局長（二神和則君） ただいま議題となりました、議案第 3 号平成 30 年度四條畷市交野市清掃

施設組合会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明を申し上げます。恐れ入りますが、補正予算書をご覧ください。この補正予算書（第2号）は、歳入歳出予算の補正、地方債の変更、となっております。

それでは、内容につきましてご説明を申し上げますので、補正予算書の、1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,559万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億9,376万8,000円としようとするものでございます。

次に、地方債の変更、追加につきましては、第4表、地方債補正でご説明いたしますので、4ページ、5ページをお開きください。

衛生費で、補正前限度額90万円から70万円に変更しようとするものでございます。

次に、6ページをお開きいただきたいと存じます。

災害復旧債として、限度額10万円を追加しようとするものでございます。その内容につきましては、歳入歳出補正予算でご説明をさせていただきます。

次に、歳入歳出補正予算につきまして、事項別明細書にてご説明をいたしますので、8ページ、9ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、歳入でございますが、(款)分担金及び負担金(項)分担金(目)清掃施設組合分担金でございますが、補正前の額11億4,208万8,000円から6,275万6,000円を減額補正し、10億7,933万2,000円としようとするものでございます。四條畷市でございますが、2,888万3,000円の減額、交野市でございますが、3,387万3,000円の減額となっております。

次に、(款)使用料及び手数料(項)使用料(目)総務費使用料でございますが、補正前の額209万5,000円から57万4,000円を減額補正し、152万1,000円としようとするものでございます。これは、主に自動販売機設置の行政財産目的外使用料が当初の見込みより下がったことに伴うものでございます。

次に、(目)衛生費手数料でございますが、補正前の額7万2,000円から6万1,000円を減額補正し、1万1,000円としようとするものでございます。これは、処理証紙の販売枚数が当初の見込みより少なくなったことに伴うものでございます。

次に、10ページ、11ページをお開きいただきたいと存じます。(款)諸収入(項)(目)雑入でございますが、補正前の額9,929万4,000円から210万5,000円を減額補正し、9,718万9,000円としようとするものでございます。これは、まず、総務費諸収入でございますが、太陽光発電の発電量が当初の見込みより多くなったことにより150万1,000円を増額しようとするものでございます。

次に、衛生費諸収入でございますが、ごみ処理証紙の販売枚数が当初の見込みより少なくなったことにより54万9,000円を、ごみ発電余剰電力売払金が当初の見込みより少なくなったことにより813万9,000円を減額し、有価物売払金がそれぞれの種類において、当初の契約単価が増減したことや売却量が増減したことにより全体では508万2,000円を増額しようとするものでございます。

次に、(款)(項)組合債(目)衛生債でございますが、補正前の額90万から20万を減額補正し、70万としようとするものでございます。これは、大阪府広域廃棄物埋立処理場整備事業債の、整備事業が減額となったことによるものでございます。

次に、(目) 災害復旧債を新設し、10万円を計上しようとするものでございます。これは、台風20号などにより大阪湾広域臨海環境整備センターの施設が被災したことから、災害復旧事業を行ったことにより新設しようとするものでございます。なお、大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業負担金につきましては、整備事業で減額する分と災害復旧事業で新設する部分を同額とし、負担金の総額は変更しないようになってございます。

次に、12ページ、13ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございますが、(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費でございますが、補正前の額1億2,555万4,000円から1,208万4,000円を減額補正し、1億1,347万円としようとするものでございます。その内容でございますが、共済費の共済組合で当初の負担率が下がったこと及び人事異動に伴い180万4,000円を減額しようとするものでございます。

次に、委託料でございますが、642万5,000円を減額しようとするもので、その内容につきましては、業務内容の見直し及び契約差額により下がったものでございます。

次に、負担金、補正及び交付金でございますが、派遣職員の当初見込みと実際の差に伴う減として派遣職員負担金385万5,000円を減額しようとするものでございます。

次に、(款) 衛生費 (項) 清掃費 (目) ごみ処理費でございますが、補正前の額7億2,032万7,000円から4,175万3,000円を減額補正し、6億7,857万4,000円としようとするものでございます。その内容でございますが、共済費の共済組合で当初の負担金率が下がったことに伴い45万7,000円を減額しようとするものでございます。

次に、需用費でございますが、2,318万1,000円を減額しようとするもので、その内容につきましては、消耗品費の公害対策薬品は、契約単価や使用量の見込み、光熱水費は、清滝ごみ焼却施設の電気の契約変更や、新ごみ処理施設の水道の使用量の見込みの差によるものでございます。

次に、委託料でございますが、1,811万5,000円を減額しようとするもので、その内容につきましては、蛍光灯運搬委託料及び処分委託料は今後の見込みにより、処理困難物処分委託料は、処分する困難物の量がほとんどなかったため、ばいじん等ダイオキシン類測定業務委託、ごみ処理施設設備及び機器等点検整備業務委託料は契約差額により減額をしようとするものでございます。

次に、14ページ、15ページをお開きいただきたいと思います。

(款) (項) 施設費 (目) 旧施設解体準備費でございますが、補正前の額6,845万円から1,175万9,000円を減額補正し、5,669万1,000円としようとするものでございます。その内容でございますが、委託料で清滝ごみ焼却施設解体における調査業務委託料の契約差額で841万1,000円を減額しようとするものでございます。

次に、工事請負費で清滝ごみ処理施設閉鎖工事の契約差額で334万8,000円を減額しようとするものでございます。

以降16ページから17ページには給与明細書になっておりますが、説明は省略させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、誠に簡単でございますが、議案第3号平成30年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算(第2号)についての、ご説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜り、ご可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

1. 議長(久保田哲君) 内容説明はお聞きの次第でございます。これより質疑に入ります。質疑者

の順番は通告のあった順に基づき行ってまいります。ただ今から順次、質疑を許可いたします。6番中上議員。

1. 6番議員（中上さち子君） 予算書の15ページのところの委託料と、工事請負費のことでお尋ねいたします。まず清滝ごみ焼却施設解体における調査業務委託料なんですが、委託料では841万円が減額補正となっているわけですが、この要因についてと、及び清滝ごみ焼却施設解体における調査業務の進捗状況についてお聞かせください。また、清滝ごみ焼却施設の解体後の跡地利用についての考え方をお聞かせください。

引き続き、その下の工事請負費なんですが、これについても334万円の減額補正となっておりますが、この要因についてと、及び清滝ごみ焼却施設閉鎖工事の進捗状況について、お聞かせください。

また、閉鎖工事完了後には焼却施設の解体という課題がありますが、地元住民への情報提供と対応についてお聞かせください。

1. 議長（久保田哲君） 二神局長。
1. 事務局長（二神和則君） まず、減額補正の要因についてお答えさせていただきます。要因につきましては契約差額となっております。次に、調査業務の進捗状況についてお答えさせていただきます。現在、成果品などの最終確認を行っており、本年度平成30年度内には完了する見込みでございます。

次に跡地利用についてお答えさせていただきます。清滝ごみ焼却施設解体における調査等業務において作成した計画案を基に、今後、構成両市と検討してまいりたいと考えてございます。

次に、工事費の減額補正の要因についてお答えさせていただきます。要因につきましては、同じく契約差額となっております。次に、清滝ごみ焼却施設の閉鎖工事の進捗につきましては、平成30年度12月25日に完成してございます。

次に、地元住民への情報提供と対応について、お答えさせていただきます。清滝ごみ焼却施設の地元地区への情報提供につきましては、工事の開始時及び完了時において、地元地区へ清滝ごみ焼却施設閉鎖工事についてのご説明をしてございます。

1. 議長（久保田哲君） 中上議員。
1. 6番議員（中上さち子君） まず委託料についてですが、その差額、契約差額の結果についてお聞かせください。それと、答弁の清滝ごみ焼却施設解体における調査業務の具体の成果品とはどのようなものかと、及び調査の中間報告の公表についても、ごみ行政を行う組合として情報提供はすべきと考えますが、この公表についてお考えなのかということと、31年度のスケジュールはどうなっているのかという点です。

また、調査業務の内容については色々答えをいただいているわけですが、以前からこのことで組合の方からの説明では解体計画の前に跡地利用計画もお示しいただけるということになっておりますが、跡地利用計画の策定基準はどうなっているのかということと、次に、工事請負費については清滝ごみ焼却施設閉鎖工事については12月25日で閉鎖工事は終了したということになっているわけですが、今後は解体工事に取り組まれるということで、工事の進め方については両市と組合の責任で、議会や住民への情報提供や説明など、本当に丁寧に行っていただきたいという、そういう要望がございませぬ。では、これまでの毎日の生活において清滝の施設を許容してこられた、特に地元住民の皆さんか

らの跡地利用についての意見や声はあるのでしょうか。また、そういったものを集約すべきと考えますが、いかがでしょうか。

1. 議 長（久保田哲君） 二神局長。

1. 事務局長（二神和則君） まず、契約差額について、ご回答させていただきます。契約差額につきましては、条件付き一般競争入札を行い、落札率 75%となった結果、その差額となります。

次に、成果品について、ご回答させていただきます。成果品は、土壌汚染状況調査に関しては地歴調査及び自主調査計画書案に関するもの、地下構造物に関する調査、解析に関するもの、跡地利用計画案に関するもの、解体工事の検討パターンの整理に関するものが成果品となっております。

次に、スケジュールに関して、ご回答させていただきます。調査業務の委託の契約期間は 30 年度で終了いたしますので、これらの成果品をもとに、今後、跡地利用や解体計画について、構成両市と検討してまいりたいと考えてございます。なお、内容の公表につきましては行う予定は現在、ございません。

次に、跡地利用計画について回答させていただきます。解体計画については、跡地利用計画の有無によって内容が変わりますので、手順としては解体工事に着手する前に、跡地利用計画の検討と解体工事計画は同時並行で検討する必要がございます。その検討を今後、両市と行ってまいりたいと考えてございます。

次に、跡地利用についての地元等からの意見についてご回答させていただきます。現在の時点では地元の方々から要望など、受けてございません。

1. 議 長（久保田哲君） これにて中上議員の議案質疑を終結いたします。他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議 長（久保田哲君） これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議 長（久保田哲君） 討論なしと認めます。

1. 議 長（久保田哲君） お諮りいたします。議案第 3 号平成 30 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第 2 号）については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

1. 全 員 異議なし。

1. 議 長（久保田哲君） ご異議なしと認めます。よって議案第 3 号平成 30 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第 2 号）については、原案のとおり可決されました。

1. 議 長（久保田哲君） 日程第 6 議案第 4 号平成 31 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算についてを議題といたします。事務局をして朗読いたさせます。事務局。

1. 事 務 局（奥田浩樹君） （議案書にて朗読）

1. 議 長（久保田哲君） 朗読が終わりましたので、理事者より議案第 4 号についての内容説明をいたさせます。事務局長。

1. 事務局長（二神和則君） ただいま議題となりました、議案第 4 号平成 31 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算につきまして、ご説明を申し上げます。恐れ入りますが、予算書をご覧ください。

時間の関係上もございますので、大きな増減部分や新たな事項のご説明となりますので、ご了承よ

ろしくお願いいたします。

それでは、予算書第1ページをお開きいただきたく存じます。

歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額を16億8,250万5,000円としようとするものでございます。

次に、地方債につきまして、第2表でご説明させていただきますので、4ページをお開きいただきたく存じます。

第2表、地方債でございますが、大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業の財源といたしまして、230万の地方債を発行しようとするものでございます。

次に、歳入歳出予算の詳細につきましては、事項別明細書によりご説明を申し上げますので、10ページ、11ページをお開きいただきたく存じます。

まず、歳入でございますが(款)分担金及び負担金(項)分担金(目)清掃施設組合分担金でございますが、前年度と比較しまして4億641万9,000円増の15億8,995万2,000円を計上させていただいております。その内容でございますが、前年度と比較しまして、1億8,179万4,000円増の7億1,697万6,000円、交野市は2億2,462万5,000円増の8億7,297万6,000円となっております。

次に、12ページ、13ページをお開きいただきたく存じます。(款)使用料及び手数料(項)使用料(目)総務費使用料でございますが、前年度と比較しまして58万1,000円減で151万4,000円を計上させていただいております。その内容でございますが、自動販売機設置に伴う使用料の減額が主な要因となっております。

次に、(款)諸収入(項)(目)雑入でございますが、前年度と比較しまして1,056万6,000円減の8,872万8,000円を計上させていただいております。その内容でございますが、新ごみ処理施設が約1年間稼働したことにより、収入の実績に基づき予算計上したものでございますが、ごみ発電余剰電力売払金の精査による減額が主な要因となっております。

次に、14ページ、15ページをお開きいただきたく存じます。(款)(項)組合債(目)衛生債でございますが、前年度と比較しまして140万増の230万を計上させていただいております。その内容でございますが、大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備負担金の増額に伴い、地方債も増額になったものでございます。

次に、16ページ、17ページをお開きいただきたく存じます。歳出でございます。まず(款)(項)議会費(目)組合議会費でございますが、前年度と同額の259万6,000円を計上させていただいております。

次に、18ページ、19ページをお開きいただきたく存じます。(款)総務費(項)総務管理費(目)一般管理費でございますが、前年度と比較しまして171万6,000円増の1億3,208万1,000円を計上させていただいております。主な内容でございますが、まず人件費では審議会条例でご説明いたしました審議会委員の報酬が7万2,000円の皆増となり、人勸に伴う給与改定、職員の昇給、共済費の率の変更や人事異動などに伴い、前年度と比較して給料で298万9,000円減の2,985万2,000円を、職員手当で144万3,000円減の2,060万6,000円を、共済費で87万円減の1,193万2,000円をそれぞれ計上させていただいております。

次に、20ページ、21ページをお開きいただきたく存じます。委託料でございますが、前年度と

比較しまして 637 万 2,000 円増の 3,299 万円を計上させていただいております。その内容でございますが、ごみ処理施設の管理及び運営のあり方に係る審議会の支援業務として、計上させていただいているものが、増額の主な要因となっております。

次に、24 ページ、25 ページをお開きいただきたいと存じます。(款) 衛生費 (項) 清掃費 (目) ごみ処理費でございますが、前年度と比較しまして 1 億 1,112 万 7,000 円増の 8 億 2,550 万 6,000 円を計上させていただいております。主な内容でございますが、まず人件費では人勸に伴う給与改定、職員の昇給、共済費の率の変更や人事異動、前年度の職員の退職や再任用任期満了並び、任期付職員の採用などに伴い、前年度と比較して、給料で 806 万 3,000 円増の 9,669 万 6,000 円を、職員手当で 599 万 8,000 円減の 7,575 万 4,000 円を、共済費で 176 万 4,000 円増の 3,606 万 7,000 円を、それぞれ計上させていただいております。

次に、需用費でございますが、前年度と比較して 1,917 万 7,000 円増の 1 億 1,403 万 9,000 円を計上させていただいております。これも、新ごみ処理施設が約 1 年の稼働したことにより、支出の実績に基づき予算計上したものでございますが、主に修繕料におきまして、低速破碎機の刃の交換修理が、増額の主な原因となっております。

次に、委託料でございますが、前年度と比較しまして 8,753 万 4,000 円増の 4 億 9,895 万 7,000 円を計上させていただいております。これも、新ごみ処理施設が約 1 年稼働したことにより、支出実績に基づき予算を計上しており、その増減の中心となりますのが、平成 30 年度 12 月 5 日に大阪湾広域廃棄物整備センター、いわゆるフェニックスからばいじん処理物、いわゆる処理灰が受入れ基準を超過し、搬入停止となり、停止解除に向けて原因究明やその対応を講じてまいりましたが、予算編成時では原因究明、その対策については途中でありましたので、処理灰の搬送業務、処理灰処分業務、処理灰積込業務につきましても、解除が平成 31 年度まで延びる可能性を示唆した上で、予算計上してございます。

26 ページ、27 ページをお開きいただきたいと存じます。焼却灰炉清掃業務委託につきましては、本年度、職員において炉清掃の範囲や頻度を把握し、新たな業務委託として、ごみ処理施設整備工事設計業務委託につきましては、平成 32 年度ごみ処理施設整備工事のための設計業務が、増額の主な原因でございます。

次に、負担金、補助及び交付金でございますが、前年度と比較しまして、288 万 3,000 円増の 389 万 4,000 円を計上させていただいております。これは、大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業の、基本計画が平成 30 年度に変更されたことに伴うことや、処理灰処分業務に伴う三重県の伊賀市への環境保全負担金を計上させていただいておりますことが、増額の要因となっております。

次に、28 ページ、29 ページをお開きいただきたいと存じます。(款) (項) 公債費 (目) 元金でございますが、前年度と比較して 4 億 964 万 8,000 円増の 6 億 9,907 万 8,000 円を計上させていただいております。これは、新ごみ処理施設建設工事等の事業債及び、大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業債に係る償還元金の償還が始まることが増額の要因となっております。

次に、(目) 利子でございますが、前年度と比較して 2,825 万 9,000 円減の 2,224 万 4,000 円を計上させていただいております。これは、平成 29 年度に借入をしました利率が見込みより低くなったことによるものでございます。

次に、平成 30 年度に新たに設けました (款) (項) 施設費 (目) 新施設事業費でございますが、今

年度は計上する予算がないことから、廃款、廃項、廃目とさせていただいております。

以降 30 ページから 40 ページには給与費明細書を、42 ページから 43 ページには債務負担行為の調書を、44 ページから 45 ページには、地方債の調書をそれぞれお示しさせていただいております。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第 4 号平成 31 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜り、ご議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

1. 議長（久保田哲君） 内容説明はお聞きの次第です。これより質疑に入ります。質疑者の順番は、通告のあった順に基づき行ってまいります。ただいまから順次質疑を許可いたします。1 番藤田議員。

1. 1 番議員（藤田茉莉君） それでは質問をさせていただきます。大きく 3 点について質問をいたします。

1 つ目には、ごみ処理施設の管理及び運営のあり方に係る審議会委員の報酬について、平成 31 年度の予算書 18 ページ、19 ページにあります報酬では、7 万 2,000 円の予算が計上されておりますが、先ほど審議をしました審議会設置条例では、委員は 5 名ということで書かれておりました。その内訳と審議会を年何回開催する内容で予算計上となっているのかについて伺います。

また、その審議内容については、具体的にどのような内容について行うかは、先ほど審議会条例の質疑の中でも答弁がありましたが、その議題は年内に結論を出す予定で審議会を進めるのであるのか。またその具体的なスケジュールが決まっているのであれば、合わせて伺います。

大きく 2 つ目です。ごみ処理施設の管理及び運営のあり方検討支援業務委託料について、伺います。平成 31 年度の予算書 20 ページ、21 ページのところには、880 万円の委託料が計上されておりますが、あり方検討支援業務とは具体的にどのような支援を受けようとしているのでしょうか。

また、ごみ処理施設のあり方を検討するために本当に委託までして支援を必要とするのでしょうか。具体的な回答を求めます。

3 つ目ですけれども、処理灰配送業務・処理業務・積込業務委託料について伺います。予算書の 24 ページ、25 ページのところでは、処理灰の配送業務・処理業務・積込業務委託料で、合わせて 6,334 万 5,000 円の委託料が計上されておりますが、情報提供していただいております資料では、平成 31 年 2 月 28 日にフェニックスから搬入停止の解除となったと書かれておまして、平成 31 年 3 月 1 日からフェニックスへ処理灰を搬入したというふうに報告がされておりますが、平成 31 年度の 4 月以降で三重県伊賀市の民間業者処分地へ配送する処理灰はどれくらいあるのでしょうか。また、この三重県伊賀市の民間業者とはどこの業者を選定し、その選定については、どのように行って、どのような手法で決定したのかについてお聞きをいたします。

1. 議長（久保田哲君） 二神局長。

1. 事務局長（二神和則君） まず、審議会委員の報酬についてご回答させていただきます。審議会条例に規定しておりますように、会長は 8,500 円、副会長は 8,000 円、委員は 7,500 円となっており、両市の職員、各市 1 名ずつ 3 名分の予算を計上させていただきます。開催に関しましては 3 回としてございます。

次に、審議会内容につきましては、構成両市と組合の三者でごみ処理施設の管理及び運営のあり方について検討を進めることとしており、委託手法、費用対効果、人員配置も含めた新たな管理、運営

体制など、今後のあり方を複数案検討し、その検討をした複数案の妥当性を、客観的な観点から審議していただくことを想定しており、スケジュールにつきましては、年内に審議会に諮問し、年度末までには答申を受ける予定としてございます。

次に、支援業務委託料について、ご回答させていただきます。ごみ処理施設の管理及び運営のあり方検討支援業務の内容につきましては、構成両市及び組合の三者で検討するための資料の作成、情報収集、調査及び審議会の資料作成や議事録の作成の事務などを支援していただくものであります。

次に、支援内容について、ご回答させていただきます。廃棄物処理施設の運営方式や手法に係る専門的な知識と十分な経験が必要なことから、これらのノウハウを有するコンサルティングの専門的な知見を有効に活用してまいりたいと考えてございます。

次に、搬送する処理灰の処分量についてご回答させていただきます。平成31年度4月以降の処分量は、約80tでございます。

次に、業者の選定について、ご回答させていただきます。基準値を超えた処理灰を処分できる業者で、平成30年度四條畷市及び交野市の入札参加資格者名簿に登録されているのは、三重中央開発株式会社のみということで選定させていただいたものでございます。

1. 議長（久保田哲君） 藤田議員。

1. 1番議員（藤田栞里君） それでは再質疑をさせていただきます。先ほどご答弁をいただきましたスケジュールであります。年度末までには答申を受ける予定ということで、予算計上でも3回の審議会の予定だということでありました。あまりにも急いでいるといたしますか、タイトなスケジュールであります。委託業務ありきで進めるのでしょうか。また、委託手法や人員配置等が変わることによって、それぞれのメリットやデメリットも違ってくると思いますが、構成両市と組合の三者でどこまで詳細に分析を行い、審議会へ情報提供をされようとしているのか。また、構成両市の市民との合意形成については、どのように考えておられるのか、お聞きをいたします。

次に、支援業務の委託ですけれども、内容をお聞かせいただきましたら、何から何まで支援業務を委託に委ねるようでありまして、構成両市と組合の職員の皆さんは自ら情報収集や調査など、また検証などは行わないのでしょうか。また、支援委託業者から出された情報を、構成両市、三者として住民にとってメリットとデメリットなど議論する場は設けられるのでしょうか。伺います。

最後に、基準値を超えた処理灰を、その業者がどのように処理をしているのかについては、把握をされているかどうか伺います。

1. 議長（久保田哲君） 二神局長。

1. 事務局長（二神和則君） まず、業務委託の進め方についてご回答させていただきます。ごみ処理施設の管理及び運営のあり方の検討につきましては、現行の管理運営体制も含め、複数案を検討することとしております。次に、分析につきまして回答させていただきます。様々な管理及び運営の方法や方式、費用対効果、人員配置、法的な課題など、メリット、デメリットを含め、現実可能であるなど詳細に比較できるようにした上で、複数案を審議会に諮問する考えであります。

次に、市民の皆様との合意形成について、ご回答させていただきます。構成両市の住民の皆様へは、ごみ処理施設の管理及び運営のあり方の一定方向性が定まったのち、組合議会への報告とともに、パブリックコメントなどの機会を検討してまいりたいと考えてございます。

次に、情報収集や調査についてでございますが、これまで組合内部で調査、研究した情報なども活

用しながら、さらに、コンサルティング会社の持つノウハウを活かした情報収集、調査した資料を基に構成両市と組合の職員が主体に検討を行ってまいりたいと考えてございます。

次に、住民のメリット、デメリットの議論についてでございますが、構成両市の住民の皆様や、ごみ処理施設周辺地域の住民の皆様にとってのメリット、デメリットなども踏まえ、構成両市及び組合で協議をしながら進めてまいりたいと考えてございます。

次に、処理灰の処分方法についてでございますが、処理灰は、民間業者が所有する焙焼炉において、高温で焼成処理をし、最終的には路盤材等の原料等になることを確認してございます。

1. 議 長（久保田哲君） これにて藤田議員の議案質疑を終結いたします。他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議 長（久保田哲君） これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はございませんか。藤田議員。

1. 1 番議員（藤田栞里君） 平成 31 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算について、日本共産党の賛成の討論を行います。

この予算について、市民生活を衛生的に営むために、重要なごみ処理業務を行うにあたり、適正なものとなっていると考えております。しかし、先ほどの条例設置が可決されたごみ処理施設の管理及び運営のあり方に係る審議会委員の報酬や、そのあり方検討支援業務の委託については、非常に公共性の高い業務であり、例えば大規模災害時なども含めて考えれば、その果たすべき役割がとても大きいものであるからこそ、たった 3 回の審議会では結論を出すというのはあまりにも拙速なものだと考えます。急いで組合の方向性を決めるのではなく、さまざまな角度から慎重に検討していただくことを、要望をいたします。市民合意を十分に取る努力を求めたいと思います。以上です。

1. 議 長（久保田哲君） これをもって討論を終結いたします。
1. 議 長（久保田哲君） お諮りいたします。議案第 4 号平成 31 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議 長（久保田哲君） ご異議なしと認めます。よって議案第 4 号平成 31 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算については、原案のとおり可決されました。

1. 議 長（久保田哲君） これにて本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。閉会にあたりまして、管理者よりご挨拶をお受けたいと思います。管理者。

1. 管 理 者（東 修平君） 第 1 回定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、平成 31 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算の他、4 議案につきまして慎重なるご審議の上、ご可決を賜りまして誠にありがとうございます。

本組合といたしましては本施設の本格稼働後 1 年が過ぎ、これまで以上に市民の皆様方との信頼関係を構築できるよう安全安心安定した操業に努めてまいります。議員の皆様には今後とも組合事業により一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、誠に簡単ではございますが、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

1. 議 長（久保田哲君） 以上をもちまして、平成 31 年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第 1 回を閉会いたします。諸案件の審議にあたりまして、慎重審議賜り、誠にありがとうございました。

た。

(時に15時18分)

以上、会議の顛末を記載し、相違なきことを証するためここに署名する。

平成 31 年 3 月 26 日

四條畷市交野市清掃施設組合議長

久保田 哲

四條畷市交野市清掃施設組合議員

森 本 勉

四條畷市交野市清掃施設組合議員

島 弘 一